

(目的)

第1条 この規則は、九州歯科大学履修規程（以下「履修規程」という。）第19条第2項の規定に基づき、卒業要件について必要な事項を定め、もって適切な教育に資することを目的とする。

(卒業要件)

第2条 歯学科の卒業要件は、次のとおりとする。

- (1) 1年次生から6年次生までのすべての必修科目及び選択必修科目の修得
- (2) 診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験の合格
- (3) 卒業試験の合格

2 口腔保健学科の卒業要件は、次のとおりとする。

- (1) 1年次生から4年次生までのすべての必修科目及び選択必修科目の修得
- (2) 卒業試験の合格

(卒業試験)

第3条 卒業試験は、学則第16条に定める教育課程を履修した者に対して行う。

2 卒業試験の合否は、教授会で審議し、学長が決定する。

(歯学科の卒業試験の評価基準)

第4条 履修規程第12条の規定に基づき卒業試験を行う。教授会が定める合格基準に達しない者は不合格とする。

2 教授会で採点除外等の取扱いをすると定めた問題については、評価の対象とはしない。

(口腔保健学科の卒業試験の評価基準)

第5条 履修規程第12条の規定に基づき卒業試験を行う。教授会が定める合格基準に達しない者は不合格とする。

2 教授会で採点除外等の取扱いをすると定めた問題については、評価の対象とはしない。

(卒業の決定)

第6条 学長は教授会の議により卒業要件を満たすとされた者の卒業を決定する。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 第2条(2)の規定は、令和3年度に6年次生に進級する学生から適用する。